

**RFMO によるまぐろ漁業の管理に関する国際ワークショップ報告書**

(オーストラリア、ブリスベン – 2010 年 6 月 29 日～7 月 1 日)

**I. ～VIII. (略)**

**RFMO まぐろ漁業の管理に関する国際ワークショップの勧告**

**主要テーマ (省略)**

**勧告**

RFMO は、直ちに以下の行動を取るべきである。

1. すべての漁法について、許可を受けた現役船<sup>1</sup>のリスト公表する。当該リストには、まぐろ類 RFMO の管轄下において多くの漁獲を認められているような小規模漁業の漁船も含める。
2. 事務局が、固有の船舶識別子の課題も含め、まぐろ漁船の世界的なリストに関する業務を継続するよう奨励する。
3. 適当な場合には、RFMO は、自らの現役船<sup>1</sup>リストに登録されている船舶のみを、減船による漁獲能力削減スキームに含める。
4. 持続可能な漁獲レベルに関する利用可能な最善の科学的助言に照らして、現在の漁獲能力をレビューし、特定されたすべての過剰漁獲能力に対処するための措置を導入する。
5. 各 RFMO は、適当な場合には漁業ごとに漁獲能力の凍結の導入を検討する。そのような凍結は、発展途上の沿岸国による、持続可能なまぐろ漁業へのアクセス、その開発、及びそこからの恩恵の享受を抑制するものであってはならない。
6. すべての RFMO は、資源状況が正確に評価できるよう、正確なデータ及び情報を事務局に提出するような強制的な要件を設定する。すべての RFMO のメンバー及び協力的非加盟国は、これらのデータを適切なタイミングで確実に提出するよう約束すべきであり、またそれらは、まぐろ類 RFMO の管轄下において、市場、水揚げ及び加工に基づくデータと照合されるべきである。

---

<sup>1</sup> 「現役船」の定義は、各 RFMO によって定められる。

7. RFMO のメンバー及び協力的非加盟国並びにそれらの船舶が、RFMO が策定及び実施する規則及び規制に違反した際に適用される制裁措置及びペナルティに関して、一貫性があり法的拘束力を持つ体制を樹立する。
8. すべての保存管理措置の有効性が、免除又は除外に関する規定によって損なわれることのないよう確保する。
9. すべての保存管理措置が一貫性及び透明性のある形で実施され、それらの管理目標を達成するよう確保する。
10. それぞれの MCS の枠組みをレビュー及び強化し、管理体制及び管理措置の完成度を高める。

RFMO は、中期的に以下の行動を取るべきである。

11. 漁獲能力に関する措置を策定し、漁獲能力について合意された定義がない場合には、FAO の定義である「一定の資源状況において、一定期間（例えば、1 年又は 1 漁期）に、1 隻の漁船又は 1 船団が最大限に操業した場合に生じる漁獲量（又は努力量）」を採用する。
12. 科学的根拠に基づく措置に通じて、すべての資源を持続可能で最大限利用できる水準に維持することを確保する。
13. RFMO の管轄下にある漁業に関して、特に漁業権の思想に基づき、管理体制をレビュー及び樹立する。
14. 途上国の要望、過剰漁獲、過剰能力及び配分に取り組むための「工具箱」の 1 つとして、漁業権による管理手法及びその他の手法を利用することを検討する。
15. まぐろ類 RFMO は、自らの水域で操業する船団の漁獲能力に関する情報、及びかかる漁獲能力を管理するための体制に関する情報を日常的に交換することを確保するべきである。まぐろ類 RFMO は、Kobe III において、これらの課題についての進展に関する最新情報を提供する。